

第8回地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会

開催日時：令和6年11月14日（火）13時00分～15時00分

場所：丸の内二重橋ビルディング 1715-F01 Board Room 及びオンライン（Zoom Webinars）

出席者：

竹ヶ原座長、皆藤委員、末吉委員（オンライン）、諏訪委員（オンライン）、勢一委員、谷口委員、西尾委員（オンライン）、環境省

オブザーバー：

内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会

配布資料

議事次第

委員名簿

配席図

資料1：地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ（案）

参考資料1：地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ（案）概要

参考資料2：地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ骨子（案）（10月29日第7回検討会資料1）

議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから、第8回「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の検討会は、委員の皆様には対面及びオンラインにて御参加いただいております。検討会の状況につきましては、ストリーミングで同時配信し、会議後、議事録を環境省HPに公開予定です。それでは、議事に入ります前に、資料の御確認をお願いいたします。

議事次第、委員名簿のほか、資料1、参考資料1、2となっております。資料は画面で共有もさせていただきますが、必要に応じてお手元でも御確認ください。続きまして本日の検討会委員の御出欠でございますが、秋元委員、白戸委員が御欠席のため、9名中7名の御出席をいただいております。秋元委員、白戸委員からは事前に御意見を書面で頂戴しておりますので、机上配付しております。

それでは、以降の議事進行につきましては、竹ヶ原座長にお願いしたいと存じます。竹ヶ原座長、よろしくお願いいたします。

竹ヶ原座長：座長を務めさせていただいております竹ヶ原です。よろしくお願いいたします。

これまでに開催した7回の検討会を踏まえ、取りまとめ（案）を作成いただいたので、環境省から説明いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、環境省から、資料1に基づいて御説明をお願いいたします。

環境省：事務局の近藤です、よろしくお願いいたします。少しボリュームがございますので、まずは全体の構成についてご説明するために、参考資料1をご覧くださいと思います。P1が取りまとめの全体像・構成でございます。P2～3は2ページにわたって分野横断的な課題への対応、P3は個別分野における課題への対応をお示ししております。参考としてつけているのは、本体の方で先に出てくるロードマップの進捗状況を一部抜粋したものです。P1にお戻りいただきまして、全体像についてご説明させていただければと思います。上段は「2050 カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況」ということで、1点目には1.5°Cから始まって過去2020年に我が国としてもカーボンニュートラル宣言をしたが、その後も気候変動の影響は深刻化してきており、2030年度46%削減という中間目標は野心的な目標であり、これを進めるためには、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠である、と記載しております。また、2点目には、ロードマップ策定以降、ゼロカーボンシティを宣言する地方公共団体が増加しているほか、独自予算・条例などの動きもみられており、地域脱炭素の動きが加速していること、その中で地域にメリットがないと脱炭素化が進まないということで、脱炭素×地方創生ということで各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例が出てきていると記載しております。このような状況の中で見えてきた課題としては大きく3つあり、1つ目として、「小規模地方公共団体を始め、人材・人員不足や財源不足が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。」、2つ目として、「再エネ導入に伴う地域トラブルの増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。」、3つ目として、「系統負荷軽減の観点から、再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消がますます重要。」と記載しております。⑤⑥は考慮すべき新たな脱炭素技術ということでございます。また、右側には「考慮すべき新たな技術」ということで、1点目として、「軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となるペロブスカイト太陽電池や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、課題を克服するための新たな技術への対応も必要。」、2点目として、「順次実用化するグリーンスチール等の脱炭素型製品の実装が必要。」、3点目として、「データセンター等のエネルギー需要の多い施設のニーズが増加しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、地域内の経済循環につなげていくことが重要。」と記載しております。その上で、一番下に「地域脱炭素施策の全体像と方向性」ということで、1点目として「顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る。」、2点目として「地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築することが重要であり、地方公共団体が中心となって、脱炭素の大きなムーブメントを起こし、脱炭素型地域経済に移行。」、3点目として「2026年度以降2030年度までの5年間で新たに実行集中期間として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、地域特性に応じた再エネを活用した創意工夫ある地域脱炭素の取組を展開する」と記載しております。その下に地域脱炭素が関わる分野における再エネベースでどのような目標があるかについて、前回地域脱炭

素ロードマップを策定する際に、エネルギー基本計画の改定の段階でアロケーションがあったため、ご参考としてお示ししております。具体的には、国の施設も含みますが大半は地方公共団体によるものとして公共率先実行が 6.0GW、地域共生型であり促進区域等でやっていくような太陽光発電が 4.1GW、公有地や農地等での地域共生再エネが 4.1GW、促進区域に期待されているところが大きい陸上風力が 0.6GW でございます。これについて各省が連携して達成を目指すということを確認しているところでございます。

続いて P2 をご覧ください。「①地域脱炭素の横展開」については「脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた事業性・効率性に関わる知見、実践的な具体のノウハウや、地方創生に資する優良事例・課題克服事例を、分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信。」と記載しております。

「②国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携」については、事務事業と区域施策に分けて記載しております。事務事業の脱炭素化については「全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、小規模地方公共団体については、都道府県や中枢連携都市圏と共同で実施することを推進。」と記載しております。また、区域の脱炭素化については 1 点目として「都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携等による実施を推進。」、2 点目として「中小企業等の脱炭素化はこれまでの役割分担を踏まえ都道府県等が主導し、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討。」と記載しております。

「③情報・技術支援、資金支援、人的支援」の情報・技術支援については、「再エネの自家消費分を把握する観点から、国から直接事業者や住民に支出する補助事業での情報について、地域単位で提供することを検討。」と記載しております。そのほかにも本体には様々記載しておりますが、特に重要な内容ということで抜粋して記載しているものでございます。また、資金支援の在り方については、1 点目として、「地域脱炭素推進交付金や地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みによる引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX 移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。」と記載しております。既に 6 府省 164 事業の地域脱炭素に資するようなメニューを各省とご相談して資料として公表しているところでございます。2 点目として「新たな技術等を面的に導入する「地域 GX イノベーションモデル事業（仮称）」について、2026 年度以降の支援を検討。」、3 点目として「株式会社脱炭素化支援機構（JICN）、地方公共団体と連携し、地方創生に資する案件を一層支援。」と記載しております。人的支援・体制強化については、各省で専門人材の派遣施策等を進めていますが、全体量が足りないほか重複があるため、掘り起こしの作業をやってニーズにこたえていきたいと思っております。これを踏まえ、1 点目として「地方公共団体への専門人材派遣プールの拡充及び地方環境事務所による人材マッチングを強化。」、2 点目として「脱炭素アドバイザー資格認定制度等を促進し、金融機関や中小企業の人材を育成。」と記載しております。

「④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進」については、1 点目として「再エネ促進区域制度について、インセンティブ強化とともに立地誘導に関する制度的対応を検討。」、2 点目として「営農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電等を地域共生型で導入推進。都市と地方との連携を促進。」、3 点目として「地方公共団体が関与する地域エネルギー会社への支援を検討。」と記載しております。

「⑤系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント」については、1点目として「系統増強とともに、蓄電池の導入やマイクログリッドの導入支援等により自家消費・地域消費による再エネの最大限活用を促進。」、2点目として「EV等のモビリティや水素等も活用し、DXも活用した高度な地域エネルギーマネジメントシステム（VPP等）を目指すモデルを構築。」と記載しております。

「⑥新たな技術の地域における実装・需要創出」については、1点目として「ペロブスカイト太陽電池の新技术の導入を支援。また、公設試験研究機関等と連携して行う脱炭素と地域経済活性化に資する取組を推進。」、2点目として「更なる環境負荷低減が見込まれるグリーンステール等の製品をグリーン購入法に位置付け、需要を拡大。」と記載しております。

続いてP3をご覧ください。個別分野における課題への対応ということで、「①公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）」では、1点目として「複数地方公共団体による公共施設への再エネの共同調達・設置等によりスケールメリットを活かした公共施設等の脱炭素化を加速。」、2点目として「レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を加速。」、3点目として「廃棄物処理施設及び上下水道施設も含めた公共施設について、地方公共団体による率先的な取組を加速。」と記載しております。

「②住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）」については、1点目として、「太陽光発電設備設置義務化条例等の先進地方公共団体における知見の横展開を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。」、2点目として「建築物省エネ法に基づく省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられることを念頭に、工務店を始めとする関係者の理解醸成・能力向上等の取組を進めるとともに、断熱窓や高効率給湯器の導入等の省エネ改修の支援を実施。」と記載しております。

「③循環経済への移行を通じた脱炭素化」については、1点目として「フードドライブを始めとした食品ロス削減に向けた取組、プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、資源循環高度化法に基づく取組等により循環経済への移行を進める。」、2点目として「廃棄物処理施設の広域化・集約化を促進するとともに、廃棄物発電を促進し、地域エネルギーセンターとしての役割発揮を推進する。」、3点目として「2030年代後半に大量排出が懸念されている使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄の制度を検討。」と記載しております。

「④脱炭素型まちづくり」については、1点目として「立地適正化計画の実行性向上によりコンパクトシティ化を進めるとともに、改正都市緑地法に基づき緑地確保を促進し、空港・港湾・ダム・道路等のインフラ空間の脱炭素化を促進。」、2点目として「電動車の導入や公共交通への利用転換を通じ、モビリティの脱炭素化を促進。」、3点目として「データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導する施策を推進」、4点目として「コージェネレーションシステム、水素等の熱の脱炭素化による都市GXを促進。」と記載しております。

「⑤食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立」については、1点目として「みどりの食料システム法に基づく認定の拡大や、クロスコンプライアンスの本格実施等の取組により農林水産業の脱炭素化を図る。」、2点目として「農林水産分野のJ-クレジットの創出拡大を推

進。」と記載しております。

「⑥脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）」については、1点目として「カーボンフットプリント表示の共通化に向けた取組により温室効果ガス排出量の見える化や消費者の行動変容を推進するとともに、「デコ活」を推進。」、2点目として「住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラムを地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。」と記載しております。概要については以上でございまして、資料1の方で概要に出ていない箇所についていくつか補足させていただきたいと思います。

資料1のP2の「はじめに」の1段落目については、ロードマップ作成後の動きについてです。地域脱炭素に関する報道が日々ありまして、脱炭素先行地域の議論や評価委員の総評の中でも同様のコメントをいただいております。また、脱炭素先行地域においてゼロカーボンシティも含めた地方公共団体同士の協定締結が進んでいるということを記載しております。さらに、ゼロカーボンシティ宣言を実施している地方公共団体は166件に過ぎませんでしたが、本年9月末時点では1,122件に増加していることや、区域施策編を策定済みの団体が569団体から昨年の12月には727団体に増加していること、独自予算措置の拡大、独自条例の制定、公共施設における太陽光発電設備導入・ZEB認証数・再エネ由来電力メニューによる調達電力量もそれぞれ増加していることを記載しております。

2段落目には、地域脱炭素の重要な特徴といえる脱炭素×地方創生の部分について、「各地において、企業誘致・地場産業育成、農林産業振興、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決（地域公共交通確保維持、少子化対策への活用等）など地方公共団体主導で各地域の特性を活かした多くの事例が出てきている」と記載しております。

3段落目以降には、一方で課題が出てきていることや、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画を見直す方針が示されたことから本検討会を開催し、地域脱炭素政策の今後の取組の方向性を取りまとめたということを記載しております。

続いて「おわりに」ということで、P40をご覧ください。一番上段は本検討会の開催状況や、地方公共団体・金融機関・各省からのプレゼンテーションや資料提供に対する謝辞を記載しております。また、3段落目では、引き続き地方創生に資する形で地域脱炭素を進めるということで、その考えをお示ししております。4段落目では、「本取りまとめの趣旨については、現在見直しが行われている国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画、地方創生の戦略等の議論にインプットし、政府全体の施策・計画の中に据えていくことを強く要請したい。その上で、国が積極的、継続的かつ包括的に資金等の支援を行うとともに、あわせて規制・制度的な対応を一体的に講じ、地域脱炭素の取組をしっかりと支えていくべきである。萌芽し始めた地域脱炭素の各地の基盤を更に強化・確固たるものとしていくため、2026年度以降2030年度までの5年間で新たに実行集中期間として位置付け、更なる施策を積極的に推進することを要請する。」と記載しております。

最後に資料1の見方について補足します。P3は地域脱炭素ロードマップの進捗を記載しております。また、P4以降では、地方公共団体の参考になるような先進事例を点線枠内にまとめております。

続いてP5をご覧くださいと、「屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入」に関する進捗状況や様々な取組を記載させていただいております。他方で、施策の数が多いため、濃淡をつ

けて一部の施策は「その他の対策・施策」としてまとめさせていただいております。

続いて P18 をご覧ください。「3. 地域脱炭素を加速するための政策の方向性と具体的な取組」ということで、(1) として「顕在化してきた課題と今後考慮すべき脱炭素技術等」と記載しております。

続いて P19 には (2) 「施策の方向性の全体像」があり、(3) 以降で分野横断的な課題という構成で取りまとめております。

続いて P20 の下から 2 つ目には「第 6 次エネルギー基本計画（2021 年 10 月閣議決定）策定時において、2030 年度までの再エネの追加導入目標のうち地域脱炭素に係る部分となっていた公共施設の率先実行分 6.0GW、地域共生型太陽光発電分 4.1GW、地域共生型の再エネ分 4.1GW、陸上風力発電分 0.6GW については、引き続き、実行集中期間における地域脱炭素に係る目標として、関係府省と連携して実現を目指すこととする。」と記載しております。さらにその下には「全ての地方公共団体において地域脱炭素を加速させる実行の集中期間とするためにも、小規模市町村を含む全ての地方公共団体において他の地方公共団体や民間事業者等（地域金融機関、中核企業、大学、商工会議所等）と地域脱炭素に係る連携協定を少なくとも 1 以上締結する等、ゼロカーボンシティ宣言に次ぐ共通指標となる行動を推進する。」と記載しております。

続いて P21 をご覧ください。「②国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携」については、これまでご議論いただいた事項や提出された資料を基に記載しておりまして、具体的には上から 2 番目のブレットでは「これまでに脱炭素先行地域に選定された市町村のうち、町村が占める割合は約 38%、重点対策加速化事業においては約 23%であり、全国の市町村数に占める町村の割合である約 54%と比較しても少数であり、こうしたところにも小規模地方公共団体の難しさが表れている。また、2023 年 10 月時点の都道府県及び市町村の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定率は 92.7%、廃棄物処理業務などを含む地方公共団体の組合における同計画の策定率は 41.9%に止まる。」ということに記載しております。また、ブレットの 3 つ目では、「広域地方公共団体である都道府県は、小規模地方公共団体である市町村の区域を含めた区域施策編の策定が義務付けられており、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業においても、都道府県が管内の市町村の支援を行う等の取組が進められている。また、政令市等においても、連携中枢都市圏等の枠組みの中で他の市町村を牽引する形での取組が進められてきている。」と記載しております。さらにこれらの参考事例として地方公共団体間連携の事例、地方公共団体と地域金融機関との連携事例、地方公共団体と地域エネルギー会社との連携事例についてお示ししております。

P23 には「施策の方向性と具体の取組」ということで、矢羽根の 1 つ目として「地域脱炭素を加速し地方創生を目指すためにも、地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、それぞれの強みを活かして、地域主導の効果的な施策連携体制を「産官学金労言」を挙げて構築することを推進する。」、2 つ目として「地方公共団体（事務組合等を含む）の事務事業（公営企業を含む）の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、人員や専門能力の観点から限界がある小規模地方公共団体については、脱炭素先行地域等の事例も参考に都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することを推進する（共同調達や広域な地域エネルギー会社設置等によるコスト削

減等)。」、3つ目として「地方公共団体の区域の脱炭素化については、小規模な市町村の多くが専門知識・人員・財源不足等から計画策定及びその実施について限界もあることから、そのような小規模市町村の区域は都道府県の区域でもあることを踏まえ、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との水平連携等により実施することを推進する。その際、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業の事例等の優良事例や創意工夫を参考にすべきである。また、再エネの地産地消の観点を含め、地域エネルギー会社等の活用も推進する。」、4つ目として「、地域脱炭素の推進は、住民や事業者等の理解を得ながら進めていくことが重要であることから、住民向けの広報・普及啓発については、小規模市町村においても積極的に引き続き行うことが必要である」、5つ目として「現状その進捗に課題の多い中小企業等の脱炭素化については、これまでの役割分担において、都道府県等が産業政策を事務として主導してきている（制度融資の実施、工業技術センターや農業試験場等の公設試験研究機関の設置等）ことを踏まえ、都道府県等が主導することを基本とし、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討する。併せて、中小企業や農林水産業等への裨益の観点から、都道府県等の公設試験研究機関等における技術開発・実証や、広域のJ-クレジットの流通促進等への支援を検討する。」、6つ目として「全ての地方公共団体において地域脱炭素を加速させる実行の集中期間とするためにも、小規模市町村を含む全ての地方公共団体において他の地方公共団体や民間事業者等（地域金融機関、中核企業、地域エネルギー会社、大学、商工会議所等）と地域脱炭素に係る連携協定を少なくとも1以上締結する等、ゼロカーボンシティ宣言に次ぐ共通指標となる行動を推進する。」、最後に「都市部においてはエネルギー需要が高い一方、再エネポテンシャルについては限定的であることから、再エネの最大限活用・地方創生の観点から、再エネポテンシャルの豊富な地方と需要が大きい都市部の間での地域間連携について、脱炭素先行地域等の取組や企業版ふるさと納税・森林環境税等を活用した事例を参考にしつつ、積極的に推進する。」と記載しております。見方を含めてご説明させていただきました。一旦以上です、よろしくお願いいたします。

竹ヶ原座長：ありがとうございました。では、委員の皆さまから御意見を伺いたいと思います。今回は、事務局資料を元に、補うべき点、強調すべき点等について指摘いただければと思います。本日オブザーバーでご参加の各府省庁の皆様には、もし各省の施策に関する事で質問が出た場合は、可能な範囲でお答えいただけますようお願いいたします。

なお、今回は、御質問・御意見とそれに対する御回答を合わせて、委員お一人あたり10分程度で区切らせていただき、最後残りのお時間にて、可能な範囲で追加の御意見をいただく形としたいと考えております。できる限りこの場でご議論いただく観点から、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。それでは、名簿順で、皆藤委員からお願いします。

皆藤委員：ありがとうございます。事務局の皆様におかれましては膨大な情報を取りまとめていただきましてありがとうございました。また、これまでの検討会において意見申し上げたことを盛り込んでいただきまして感謝申し上げます。全体の方向性としては非常によくまとめていただいたと思っております。中でも、P40の最後の部分に、「2026年度以降2030年度までの5年間で新たに実行集中期間として位置付け、更なる施策を積極的に推進することを要請する。」と記載いただいております。この点は良いと思います。2050年までの長丁場の取組である中で、日本が率先して取り組むに当たって次の5年間は非常に重要だと思います。そのような中で施策を

強化するというメッセージを盛り込まれたことは非常に良いと思います。また、P22 について、再エネの普及・促進においては、地域電力・地域エネルギーが重要になってくると思います。各主体が地方公共団体とさらに連携を進めることが必要ということも記載いただき有難いと思います。是非お願いしたいと思います。その上で2点意見を申し上げます。

電力需要が増大する、また、熱の脱炭素化が必要、という記載が多々ありますが、電力需要が増大することが予想される中で、再エネを主力化するだけで賄うことは難しいと思っております。電力は国民・企業生活には欠かせないものである中、「電力の安定供給」という記載がないように思います。その点について盛り込むことをご検討いただければと思います。

また、再エネの価格によって電力価格が下がる可能性もゼロではないと思いますが、今後脱炭素化を進める中で価格が下がるという方向性にはなかなかないだろうと思っております。しかし、電力価格も国民・企業生活にとって重要であり、脱炭素と経済活性化の両輪を回していくことも重要と思いますので、脱炭素を進めながら価格を下げていくということが盛り込まれると良いと思います。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。中堅・中小企業が脱炭素化を自分事化できないという課題が浮かび上がってきたと思います。中堅・中小企業により率先して脱炭素化に取り組んでいただくために、好ましいことや強調すべき点についてご意見があればいただければと思いますがいかがでしょうか。

皆藤委員：ありがとうございます。中小企業の課題としては商工会議所が実施したアンケートでもありとおり人材・知見・資金不足があらうかと思います。資金支援については各省庁が様々な施策を用意しているため、そのような情報が届いていない、または、活用するための人員が不足しているということで、人員・知見不足に帰結するのではないかと思います。そのような中で、脱炭素化の取組を劣後としてしまうという状況かと思っています。これに対しては、脱炭素先行地域の取組事例集等によって先行して脱炭素化に取り組む企業にメリットがあることを地道に示していく必要があるかと思っています。中小企業向け政策においてはラストワンマイルと言われるようになかなか情報が届かないということがありますので、商工会議所や金融機関が連携しながらしっかりと後押しをしていきつつ、今後起こりうる様々な負担増加に向けた省エネ・省力化等もセットにして取り組んでいくことが重要かと思っています。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。環境省の「地域のステイクホルダーにメリットがあるような形・地方創生に資する形で進める」ということや「2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間として位置付け、更なる施策を積極的に推進する」という課題設定は皆藤委員の問題意識と合致していると理解してよろしいでしょうか。

皆藤委員：おっしゃる通りでございます。先日商工会議所でセミナーを開催し、中小企業を支援する企業・団体からご発表をいただいたところです。そこでは、省エネも、照明1つから始めることで効果があることをご説明いただいたところ反響があり、やれることは身近あるものの気づいていないということかと思いました。また、とある地方の商工会議所が実施したアンケート調査の結果なのでご参考までにということですが、地域企業の約7～8割が脱炭素化の取組に関心があると回答しているものの、最後の設問で「無料で専門を派遣するがどうか」ということを聞いても希望する企業は約2割に減少していました。この差分が何かということ、当事者意識がまだまだ高くない、課題のプライオリティが低いということかと思っています。これを

埋めるための取組が今後必要と思います。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。脱炭素化に取り組むことが地球・地域のためということに留まっているとそのような反応なのかと思います。省エネ等によってコスト削減につながるものであり、コスト削減につながるということを絵に描いてあげる必要があると理解しました。続いて諏訪委員お願いいたします。

諏訪委員：ありがとうございます。これまでに申し上げた意見をご反映いただいたかと思います。その上で最後に2点だけ申し上げます。

資料1のP21の「国・都道府県・市町村との役割分担・連携」において、表題が国・都道府県・市町村となっております。他方で、内容を見ると都道府県と市町村に役割分担に終始しており、国の役割分担が1つも出てきていないのではないかと思います。総じて様々な箇所に散りばめられてはいますが、国の関与の仕方についての記載があっても良いのではないかと思います。

また、P23の施策の方向性と具体的な取組の3つ目の矢羽根の記載の中で、「小規模な市町村で様々な取組を進めるには限界があり、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との水平連携等により実施することを推進する」と記載がございます。この文章だと市町村ができないから都道府県がやってください、というように読み取れます。この記載の仕方は誤解を招く恐れがあると思います。都道府県には都道府県の、市町村には市町村の役割があることは地方自治法上そうとなっておりますが、その中で市町村ができないから県が実施してくださいということはどうかと思います。都道府県が市町村を支援することは当然の役割だと思いますので、「都道府県による実施」ではなく「都道府県による支援」という言葉なのではないかと思います。市町村の方が見た際に「市町村がやれないのか」と反発がある可能性があるほか、「県がやってくれるならそれでいい」ということで誤解を招く恐れがあります。記載の仕方については変更する余地があるのではないかと思います。

さらに、地方で様々な施策を進める中で、国としては様々な財政・人材支援を引き続き継続していく、ということが伝わるような文章を前段にいられていただければと思います。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。個別具体的なご指摘をいただきましたので、環境省からご回答をお願いいたします。

環境省：ありがとうございます。国の役割については個別施策の方で書いておりますので、重複もあるため「国・都道府県・市町村との役割分担・連携」のところでは基本記載しておりません。もちろん温対法では例えば令和4年度の法改正で加わった第19条の第3項にて、「国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定されておりますので、その精神で財政・人材支援のところでは記載しております。「実施」という表現についてはどうすべきか考えているところでございます。長野県様は都道府県の中でも様々な施策を進められており、川崎市での太陽光発電設備の設置義務化の条例と同様の条例について長野県でも審議会に諮問されており、条例化に向けてご検討されていると思います。それは小規模市町村のエリアも含めて義務化するということかと認識しており、このようなものと「実施」ということかと思っています。法律上も単独または共同で都道府県と市町村が実施すると記載されており、市

町村が単独で実施するとも記載されていないため、どのように記載すべきかについては検討させていただきたいと思います。逆に非常に多くの県で県全域の施策について交付金・条例を使って進めていることも事実ですので、そのあたりもどう上手く記載していくかということだと思います。以上です。

諏訪委員：おっしゃったことは都道府県の役割ということで、広域的な事務や市町村との連絡調整等を行っているということだと思います。他方で、文章だけ見ると、こだわるわけではありませんが、「小規模な市町村は財源・人材が不足しており、計画策定やその実施についても限界があるからそこは都道府県がやる」というようにしか見えません。いただいたご説明がわかるような記載にさせていただけると良いのではないのでしょうか。

環境省：地方自治法の第2条で「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。」という記載もございますので、そのような記載を引用するなど記載の仕方については検討させていただければと思います。

諏訪委員：是非お願いいたします。知事会等とも当該資料についての情報交換をされると思いますので、そこでの意見についても反映いただければ幸いです。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。続きまして末吉委員お願いいたします。

末吉委員：ありがとうございます。幅広い分野の議論をわかりやすくまとめていただいた事務局の皆様は心から感謝申し上げます。また、私の発言についても反映していただきありがとうございます。私からは数点意見を申し上げたいと思います。

1点目は全体に関わる大きな話でございます。地方創生・脱炭素を実現した際にどのような社会・姿であるかという一番大きなビジョンの部分が「はじめに」と「おわりに」に含まれていないと思います。第6次環境基本計画の中でも、現在および将来の国民1人1人の Well-being と高い生活の質を最上位の目的に掲げているということも記載されておりますので、何のためにカーボンニュートラル、脱炭素、地方創生を目指すのかということについては是非記載いただければと思います。

2点目は少し細かいことでございます。資料1のP34に、リユース、リサイクル等も入れていると思いますが、今後は生活者・消費者が所有せずに as a service という形態で消費するという動きも出てくるかと思えます。そのような新しい形態での消費も脱炭素につながるという内容もぜひ入れていただきたいと思います。例えばメルカリさんでは、自治体と連携して循環も含めて様々な取組を進められておりますが、CE コマースと呼ばれる領域の新しい業界がハブとなり、自治体横断でも取り組んでいくことも求められるのではないかと感じた次第です。

優良事例・ベストプラクティスについては脱炭素化に取り組みたいと考えている他地域にとって参考になるため非常に良いと思いますが、世界的に先進的な事例とされるような海外における事例についても入れることが一案ではないかと思えます。

皆藤委員のご意見の中でありましたが、やはり首都圏に多いプライム上場企業は今後様々なルールで脱炭素の目標達成が要求される一方、地方の中小企業は非上場であることが多く、脱炭素のプレッシャーに向き合う機会・きっかけが少ないのではないかと思います。今後は脱炭素のポテンシャルが大きい中小企業向けに、排出量を削減した分のクレジットをプライム上場

企業に販売するというような新しいルールについてもスコープに入れておくということがあり得るのではないかと思います。

本日ご欠席の白戸委員からご意見がありました。前回議論になった「この報告書は誰に読まれ誰にどのように活用されることを想定しているのか」について、「おわりに」に盛り込んだ方が良くないかと思います。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。こちら環境省からご回答をお願いいたします。

環境省：いただいたご意見については、どのような形になるかは最後にお見せしますが、反映できるように検討したいと思います。世界の先進事例についてイメージがあればお伺いさせていただければ幸いです。

末吉委員：世界的にも先進的とされているような北欧は日本の人口と近い地域かと思いますが、そのような地域における企業が脱炭素化に向けてどのような取組をしているかを参考資料のような形でまとめて示していくようなことをイメージしていました。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。正に次の実行集中期間に向けて参考にすべき事例としてそのようなものを収集していくということによろしいでしょうか。

末吉委員：良いと思います。

竹ヶ原座長：また、1点目のご意見にありましたとおり、第6次環境基本計画では Well-being に向けた新たな成長という強いメッセージを出しておりますので、この地域脱炭素もその一環であることがどこかに記載されていると良いなと思いました。ありがとうございます。続いて勢一委員をお願いいたします。

勢一委員：ありがとうございます、勢一です。本検討会では様々なご意見がありましたが、短期間の間にそれらを網羅的に取りまとめていると思います。方向性については基本的に賛同します。

他方で、40 ページにわたる資料になっているため、現場の方々に読んでいただくに当たっての周知・広報の方法等は工夫いただければと思います。

様々な内容を盛り込んでいただいていること自体は良いと思いますが、その代わり総花的な印象になっているかと思います。実行集中期間ということでこれまでとは異なるステージに移行することはわかりますが、内容や項目として1丁目1番地はどこなのかをお伺いしたいと思います。すべてに対して同じ力を入れることは不可能なので、5年間の中で特に注力すべき分野・内容や、すぐに取り組めるもの、時間がかかるものなど様々あるかと思います。本資料が出た際に、何がメインかということがアピールできるとインパクトが大きいのではないかと思いますので、お考えがあればお伺いしたいと思います。

先ほど環境基本計画の話が出ましたが、そこでは分野間のシナジーが重要視されています。今回も脱炭素がメインテーマではありつつも、資源循環とのシナジーは記載いただいているかと思います。他方で、生物多様性についてはあまり出てきていないように思います。農業や行動変容で少し記載はありますが、これらとどのようにつながるかが重要です。地域のまちづくりとして脱炭素と生物多様性が対立しかけているため、生物多様性とのシナジーを意識する必要があるのではないのでしょうか。生物多様性が経済システムに入ってきている今、脱炭素の経済システムとどのようにシナジーを生み出すかについて考えていく必要があると思います。環境省では自然共生サイトの取組を進めており、来年度から新法に移行し法認定の区域

になります。民間が生物多様性のために活動しているような地域において、生物多様性を棄損する形で再エネを導入すべきではないため、まちづくりの中でシナジーをうまくつくっていくことが重要であり、「脱炭素型まちづくり」という項目の中に立地適正化について入れていただくことも一案ではないかと思います。

脱炭素が地域課題の解決、地方創生とシナジーをもつことについては実行・実践の際に意識する必要があるかと思います。脱炭素型のまちづくりを実践する際に、地域経済を回して地域にきちんと裨益させることをおすすめしており、制度的な対応の中でも触れていただいておりますので、脱炭素化を進めることの波及効果をもう少し表現できると良いのではないかと思います。

施策の方向性自体は賛同しますが、地域が頑張りたいとなっても人口減少によりマンパワーが不足している状況においては、計画策定から実行まで効率的で効果的な運用ができるようにする必要があるかと思います。そのためには、自治体だけではなく民間企業も含めて入ってくるということかと思っています。他方で、協議会を作って会議を回し、計画・ビジョンを作るだけでは実践につながらないことがありますので、これに関連する先進的な事例等があると良いかと思っています。

もう1点が都道府県と市町村の関係についてです。都道府県は常に必ず市町村を支援しなければいけないかどうかについては慎重な議論が必要かと思っています。地域脱炭素の現在地という観点では、温暖化対策計画の区域施策編について市町村でも作成が努力義務になっていますが、努力義務を負うほど作成する必要があるのかということは本来問われなければいけないかと思っています。事務事業編は各市町村のことなのでそれぞれやるとは思いますが、その地域全体ということで見れば、再エネ導入に適した自治体もあればそうではない自治体もあるため、地域を広域的にとらえ個性が異なる自治体同士がギブアンドテイクできる方が地域としてはまわるのではないかと思います。また、資源循環・生物多様性など他テーマとのシナジーの観点でも地域を広域的にとらえて地域脱炭素の在り方を調整した方が良い場合もあるかと思っています。今回、広域連携の話も入れていただいております、それは単に小規模市町村のマンパワーが足りないからということだけではなく、広域的に取組を進める方が政策効果が上がることもあるかと思っています。特に環境省では地域循環共生圏の考え方を打ち出しておりますが、異なる個性を持つ地域が協力し合うことは、地域脱炭素の中でも実現可能であると感じていますので、可能な地域ではそのような工夫もあり得るということを示すことも一案ではないかと思っています。なかなか全体最適を目指すことは難しいですが、視点としては重要かと思っていますので、どこかに入れていただきたいと思います。以上です。

竹ヶ原座長：本質的なご意見もいただきましてありがとうございます。それでは環境省からご回答をお願いいたします。

環境省：ありがとうございます。アピールの仕方についてご欠席のお二方もおっしゃっておりました。せっかく良い形でまとってきたため、よりわかりやすいようにまとめることについてはどこかに記載しつつ、その方法論については検討させていただきたいと思っています。

概要資料の頭紙の一番下の全体の方向性というところが重要なキーメッセージのようなものになっております。総論的な方向性についてこのような表現になってしまっていますが、個別のテーマについてもすべて重要と思います。その上で特にどこを訴求すべきか等については検討さ

せていただければと思います。ここ数年間でなかなか立ち上がらない自治体等もあるという状況であり、いかに小規模な自治体や中小企業を動かすか、それに対して早めに手当てをするかということが重要と感じています。それが結果として人材・資金支援の箇所に取りまとめられております。また、マーケットインの観点から補助も重要ですが、100%補助ではない中で金融機関等も巻き込んだ連携を強化することが重要と考えています。見せ方の部分も含めて検討させていただきたいと思います。

また、Well-being や生物多様性等の他テーマとのシナジーについて、地域脱炭素ロードマップは実行へということで、大きな考え方は入れないで記載しておりますが、記載する場所は検討させていただければと思います。生物多様性は理念であり、かつ、再エネとはやや利益相反するという場面があるため、地域共生型再エネにおける留意点になるかと思いますが、そのあたりも引き取らせていただきたいと思います。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございました。それでは続いて谷口委員お願いいたします。

谷口委員：ありがとうございます。短期間で取りまとめていただきましてありがとうございます。

まず、分野横断的な課題、横展開についてです。きれいにまとまってきてよくわかったのですが、さらに 100 地域に横展開するというような記載が中心になっており、1 + 1 を 2 にしましょうというような記載になっているかと思いますが、1 + 1 を 3 か 4 にできないかということがシナジー効果だと思います。まばらであればあるほど、今できているところのシナジー効果をパワーアップしていく必要があると思いますので、もう少し欲張って記載しても良いのではないかと思います。

コンパクトシティ政策は進める必要がありますが、地方分権の下で各市町村が一生懸命進めると、拠点を様々作ってそれを足し合わせると壮大な分散化計画になってしまうと思います。地方分権を捨ててくださいということをはっきりと言った方がよく、競争しないで協調するというプランをつくることが重要かと思います。

資料 1 の P38 で制度的対応が出てきますが、本文の内容とどれだけ対応しているのかがわかりません。課題に対してこれらの制度で良いのかどうかについては生煮えの感じがしております。

資料 1 のサブタイトルとして「地域脱炭素ロードマップの現在地と新たな地域脱炭素施策により実現する地方創生」と記載されていますが、ロードマップというからには最終目的地と現在地がマップ上でわかるものである必要があります。他方で、現在地が定量的にわからない状況だと思います。現在地を定量的に特定するという姿勢は持ち続ける必要があるのではないかと思います。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。それでは環境省からご回答をお願いいたします。

環境省：ありがとうございます。横展開について、効率性の観点で共同調達等を入れておりますが、もう少し入れ込めることがないか検討させていただきます。また、先行地域については次の 100 地域を選定するという事は記載しておりませんが、イノベーションなど新しい方を増やしていきたいと思っております。シナジー創出、広域的な取組については引き取らせていただきたいと思います。

制度的対応については、本体に記載のないものが記載されていることはなく、すべて再掲でございます。あまり議論していなかったということのような側面もあるかもしれません。

谷口委員：これまでの議論にあがった制度的対応ではありつつも資料に記載のないものがあるという趣旨です。

環境省：承知しました。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。続いて西尾委員お願いいたします。

西尾委員：ご指名ありがとうございます。まずは事務局のご尽力に感謝申し上げます。その上で2点申し上げたいと思います。

誰のための提言になっているかが少し違うのではないかと思います。「はじめに」を見ると、地域脱炭素ロードマップに基づいて取組を強化することが重要であり、結果として現状どこまでできていて何が課題かをまとめたということですが、これを何に使うかといえば「今後政府において、引き続き、地域脱炭素を主要政策課題の1つとして位置付けるとともに、本取りまとめに示した政策の方向性や具体の取組を、環境省が中心となって関係府省と緊密に連携し早期に実現していくことを強く期待するものである。」と最後の段落に記載されています。要はさらによくするための国の政策立案と具体化、例えば温対法の基本計画、エネルギー基本計画をちょうど見直す時期にあるので、それにどう生かすかのインプットとしてまとめているのである、と読めます。そうすると国の行政に関わる関連省庁が参考にしてくださいと読めます。それが大きな目的ではあると思いますが、せっかくであればそれらを実現するための担い手であるステイクホルダーの方に向けたメッセージがあって然るべきだと思います。

国の施策に生かすための重要なインプット情報を多面的にまとめたものとした際に、具体的に担っていくステイクホルダーも協業して望ましい地域脱炭素社会を構築しようということでも提言が使われるように、ということであれば、目指すべき社会に基づいて各ステイクホルダーの役割を明示すべきではないかと思います。特に地方自治体の役割や民間企業の役割は割と記載されていると思いますが、地域住民が自身のためにもなる脱炭素社会の構築に向けて何をしなければならぬかを短くても良いので冒頭にまとめていただいた方が良いでしょう。以上です。

竹ヶ原座長：ありがとうございます。私からもコメント申し上げます。参考資料1のP1はよくできていると思います。いよいよ実行集中期間であり、課題が明らかになっているということであれば、それらの課題に対してどのように手を打っていくのかということがより強調されても良いのではないかと思います。概要の整理紙を見ると、地域のステイクホルダーにメリットがある形で地域脱炭素を進めるという強いメッセージ性を感じますが、本体を頭から読んでもそのようなメッセージが伝わりにくいと感じます。太陽光発電設備が本来置いてはいけないところに置かれていることに対して、街中の屋根をより活用する、PPAが持っている本来のポテンシャルを最大限生かしつつペロブスカイトを使うことで余力が増える、というような後に出てくる話につながってくるほか、新しい成長や地域の所得の循環になってきて、強いメッセージにつながってくるものと思います。概要資料のエッセンスがエグゼクティブサマリーとしてでも良いですが、もう少し入ると良いのではないのでしょうか。

地域の脱炭素化なので、地域住民をどう動機づけるかということは重要だと思います。第6次基本計画に記載されているような中間支援に関する内容が明示されていないため、地域を動機づけるという意味であれば明示しても良いのではないのでしょうか。様々な事情があって入れてらっしゃらないこともあろうかと思いますが、コメントさせていただきます。

また、本日ご欠席の秋元委員、白戸委員から預かっているご意見について、事務局に代読いただいてもよろしいでしょうか。

環境省：事務局の森久保です。まずは秋元委員のご意見を代読させていただきます。

これまでの検討会における広範な分野を対象とした議論を踏まえて、丁寧に課題と論点を整理して頂きまして有り難う御座います。社会背景やファクト情報も充実しており、「地域脱炭素ロードマップの進捗状況」と「政策の方向性と具体的な取組（課題と対策）」とに分けて説明することで、とても分かりやすい形式になりました。

取りまとめの報告書は、議論してきた事柄を網羅しており、記載情報を正しく読み取ることのできる専門知識のある人にとって大変重要なものと思います。しかしながら地域脱炭素の担い手であるすべての「産官学金労言」が理解しやすいフォーマットで情報公開すべきと考えます。この報告書のほかに、地方公共団体向け、地域企業向け、金融機関向け、一般消費者向け、等を意識した説明資料、リーフレットや、ホームページを通じた発信の方法を検討して頂きたいと思います。是非、図表やイラストも含めたかたちでの提供をお願いします。

概ねこれまでの議論が反映されていますが、2050年の在るべき姿を語ることと合わせて、第6回（2024年10月8日）の課題・論点整理で示されていた「2050年の脱炭素社会実現に向けたトランジション期の対策が重要である」、「民生部門の電力の脱炭素化だけでなく、6割を占める熱の低炭素化にも注力が必要である」といったことについても記載することを検討してほしいと思います。省エネ、レジリエンスの観点によるエネルギーの多元化の有効性についても触れるべきと考えます。

続いて白戸委員のご意見を代読させていただきます。

まずは、8回にわたる委員会の膨大な議論の内容をうまくまとめられた事務局に敬意を表します。私の専門分野である農林水産業や、専門外ですがコメントしました地熱発電に関する発言を反映していただき、ありがとうございます。総論も含め、これ以上の修正や加筆の提案はありません。

一つだけ、事前説明の段階では空欄であった「はじめに」または「終わりに」において、前回議論になった「この報告書は誰に読まれ誰にどのように活用されることを想定しているのか」が記載されるよう望みます。

環境省：ありがとうございます。秋元委員、白戸委員を含めて、誰に向けてどのように情報をわかりやすくした上で発信していくかというご指摘が多かったと思います。フォーラムをやるということをお願いしましたが、金融機関でも様々な機会を設けられており、そのような場で本資料を活用できるのではないかと、など様々な方から多くのご意見をいただいておりますので、そのような内容をしっかり記載したいと思います。大変失礼しました。

皆藤委員からは熱の脱炭素化についていただきました。一部触れている部分もありますが、熱の脱炭素化が重要であることの背景が文章に含まれておりませんので、改めて反映させていただければと思っております。

ステイクホルダーの役割分担に関する御意見をいただきましたが、温対法は「みんなで頑張りましょう」というような規定になっており、それを地域でどう切り分けて定義するかは難しいと感じているところでございます。そのような中で少なくとも地方公共団体が主導する地域脱炭素という観点においてウィークポイントとなっているような小規模自治体による取組の限

界等に対してフォーカスして記載しているところでございます。市町村のエリアの合計は県のエリアであり、県のエリアの合計が国のエリアということで、一定のエリアの中での役割分担は非常に難しいと思いながら進めてきたところです。そこで、書ききるということではなく、特に重要なところにフォーカスして記載しているということが実態です。全てローカルでやるべきとまで書ききれものではないかとは思いますが、全体の総論で各ステイクホルダーの役割について何かしらの形で反映すべきということでご意見をいただいたと認識しております。

中間支援については、実働としてどうやっていくかがあると思います。以前のローカルグッドさんのプレゼンテーションでは地域新電力が中間支援的に頑張っていくことについてご説明いただいております。また、温暖化防止センターにもプレゼンテーションをいただいたところで、重要ではありつつどこが中心にやっていくべきかまでは整理できておらず現在の記載になっているということでございます。時間の問題もございますので、どのような形で対応できるかどうかについては持ち帰らせていただければと思います。以上です。

竹ヶ原座長：追加でご発言いただける委員がいらっしゃればお願いいたします。それでは勢一委員お願いいたします。

勢一委員：様々な分野で中間支援の仕組みがないと動かないという指摘が様々な場所であり、脱炭素だけではなく生物多様性等の他テーマにおいても同様かと思えます。他方で、そのような人材が手軽にいるのかということが論点かと思えます。地域におけるマネジメントができるような団体・人材がいるような地域に対しては「そのような団体・人材を活用してください」というおすすめはできると思います。他方で、そのような団体・人材を育成することも重要ではありつつ難しいため、他地域から探し出してそれぞれで工夫するというのではないかと不可能なのではないかと思えます。この組織を使えばうまくいきます、ということは言い切れないため、書きにくい部分があるのではないかと思います。

竹ヶ原座長：商工会議所や地域金融機関が中間支援の役割を担うことが多いですが、中間支援といった場合、どのようなステイクホルダーを想起するかは人によって異なるかと思えます。したがって、主体は何であれ、「中間支援が担うべき機能」に焦点をあてて記載するのが良いのではないかと思います。ありがとうございました。

本日も、様々な御意見をいただきありがとうございました。最終的な取りまとめ報告書につきましては、本日皆様からいただいた御意見を私の方でまとめさせていただき、座長一任とさせていただきます。御異議はございますか。

よろしければ、御異議なしと認めまして、本日の取りまとめ（案）につきましては、先ほど環境省の御説明にありました国と地方3団体との意見交換会における議論を踏まえ、必要に応じて事務局において御議論を適宜反映し、座長確認の上、とりまとめさせていただければと思います。確定前には、事前に委員各位にもお届けいたします。

本検討会は本日でひと区切りとなります。6月から計8回の会合を開催し、委員の皆さまにおかれましては非常に幅広い論点につきまして、丁寧にご議論いただきましてありがとうございました。座長として厚く御礼を申し上げます。

環境省におかれましては、取りまとめ内容を踏まえ、本日まで御参加いただいた各府省庁と緊密に連携しながら、具体化を進めていただきたいと思います。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。それでは、今後の

予定等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：竹ヶ原座長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、本日は活発なご議論をありがとうございました。本検討会は今回で終了となります。検討会取りまとめ報告書につきましては、座長に御確認の上、環境省ホームページにて公表させていただきます。

また、本日の議事録につきましても、委員の皆様にご確認いただきました後、環境省ホームページに掲載いたします。それでは最後に、環境省大森審議官から御挨拶させていただきます。

大森審議官、よろしくお願いいたします。

大森地域脱炭素推進審議官：委員の皆様におかれましては、多岐にわたる内容について精力的にご議論いただきまして誠にありがとうございました。地域脱炭素の取組は、地域の特性を生かして再エネポテンシャルを活用し、各地域の主体が連携しつつ様々な地域課題と一体的に解決するという事で、正に地方創生に資するものと理解しております。

まずは報告書として取りまとめさせていただき、その後で地域脱炭素に関わる方々に広く届くような形で様々な場面で周知を図っていきたいと考えております。また、現在見直しを進めております地球温暖化対策計画に反映させまして、今後の地域脱炭素政策の具体化を進めてまいりたいと思います。

委員の皆様に対してはこれまでの多大なるご尽力に御礼を申し上げますとともに、これから地域脱炭素の取組にご指導いただけますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

事務局：大森審議官、ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

竹ヶ原座長：それでは、これにて閉会といたします。本日はありがとうございました。

以上